全国浴場新聞
発行所 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区九段南1－10－2
TEL（262）6241－8
購読料 1部 35円

全国の浴組、一斉に陳情



不動産取得税 家屋 引下げへ総力

自治省、軽減方針示す

公衆浴場に対する固定資産税（償却資産を含む）と、事業税（標準税率を一方の適用）については、昨年度に引き続き、本年（昭和52年）度においても、公衆浴場業の経営が極めて困難な状況にあることから、税負担の軽減措置が講じられている。

しかし、転廃業の実態などをみると、大阪の例のように、再投資して営業を続けるかどうかに苦しんでいる。

公衆浴場は、地方自治法に基づく条例の規定により、公衆浴場の経営者に対して、地域住民の保健衛生のために、入浴料金の適正化を図るよう指導することが義務づけられている。

公衆浴場業の経営状況は、昭和51年度においても、燃料費の高騰により、公衆浴場の経営条件は悪化し、転廃業が進行するなど、厳しい状況にある

各都道府県組合事務所・代表者一覧表

	県名	代表者名	事務所所在地	郵便番号	電話		
北海道・東北	北海道	坂本米蔵	札幌市中央区大通西16丁目	060	011	611	9341
	青森	工藤康栄	青森市堤町2－6－9	030	0177	35	3853
	岩手	戸塚孝	盛岡市大沢川原3－1－2	020	0196	22	3523
	宮城	後藤勝雄	仙台市通町1－6－9公衆衛生センタービル内	980	0222	73	1309
	秋田	北条俊夫	秋田市大町3－5－34	010	0188	23	1889
	山形	渡部庄治	山形市宮町5－1－45　京貿広様方	990	0234	22	4214
	福島	渡辺長吉	福島市新町8－36	960	0245	22	6471
関東甲信越	茨城	内田徳一郎	土浦市東崎町11－2	300	0298	21	0886
	栃木	小倉惣一	宇都宮市清住3－8－15	320	0286	22	4627
	群馬	丸山世吉	浦和市高砂2－1－5	336	0488	22	5401
	埼玉	有坂竹男	前橋市日吉町2－3－2	371	0272	31	2580
	千葉	亀口滝	千葉市長洲町2－9－6	280	0472	22	6288
	東京	都井秀蓮	千代田区東神田1－10－2	101	03	862	6241－8
	神奈川	平田重吾	横浜市南区高根町2－10	232	045	231	3341
	山梨	三井三千雄	甲府市住吉1－8－18	400	0552	33	8571
	長野	北沢真佐志	長野市新田町1,481	390	0262	28	3131
	新潟	阿部正士	新潟市鏡町通り上1ノ丁1,926	951	0252	22	2923
東海北陸	静岡	小長井正	静岡市鷹匠通3－2－1	420	0542	52	8938
	愛知	鈴木正之	名古屋市中区千代田3－9－14	460	052	322	5735
	岐阜	細口忠孝一	岐阜市薮腰西町1－75	500	0582	52	1456
	三重	岩田芭礼	津市栄町2－87	514	0592	28	4240
	石川	山田方	金沢市大手町2－22	920	0762	21	2372
	富山	見浦丈輔	富山市中央通り3－1－4	930	0764	21	3968
近畿	福井	倉橋市太郎	福井市春山2－13－23	910	0776	22	2761
	滋賀	満水安太郎	大津市浜町梅本町1,111	520	0775	45	0320
	京都	福田義蔵	京都市中京区西ノ京職司町63	604	075	801	1301－2
	大阪	酒迫昇位久	大阪市天王寺区生玉町54	543	06	772	3112
	兵庫	藤本勝	神戸市生田区下山手通7丁目48	650	078	341	2475
	奈良	中北慶治郎	奈良県北葛城郡香芝町下田東2丁目2番16号	639-02	07457	7	2610
	和歌山	播磨真四郎	和歌山市小松原6－6－23	640	0734	22	1507
中国	岡山	西崎正男	岡山市表町3－18－52　民生会館内	700	0862	32	0976
	広島	下脇卓	広島市新天地4－5　県施センタービル内	730	0822	47	0587
	山口	藍元松五郎	下関市幸町12－4	751	0832	22	4439
	島根	石倉俊助	松江市寺町197	690	0852	21	2246
	鳥取	林万英	鳥取市吉方温泉2－513－2	680	0857	23	7283
四国	香川	木村悦夫	高松市八坂町2－12	760	0878	21	8271
	愛媛	平野能鳴	松山市堀山町2－155　堀山温泉内	790	0899	21	4313
	徳島	有井康夫	徳島市南内町1丁目　出雲大社徳島大教会内	770	0886	53	0755
	高知	藤本直徳	高知市汐新町2－29－8	780	0888	31	2673
九州	福岡	前田幸作	福岡市中央区西中洲11街区13号	810	092	761	3612
	長崎	吉田募	長崎市平和町1－7	852	0958	44	5625
	佐賀	本告香	佐賀市大財3－5－13	840	09522	3	5487
	大分	浅野昭二助	大分市勢町2－1－26	870	0975	33	0615
	熊本	伊津野直	熊本市手取本町5－6　加藤ビル52号	860	0963	24	1085
	宮崎	吉田正己	宮崎市高千穂通2－4－3県観衛連合会内	880	0985	29	2186
	鹿児島	内野栄義	鹿児島市中央町13－1	890	0992	54	9515
	沖縄	具志栄治	那覇市久茂地3－12－4	900	0988	33	5205

北海道料金の原価計算

昭和52年度入浴料金改定原価計算表

科目		前回客議会 決定額	実態調査 調査額	実態調査 実態（適正）	客議会 決定額	内訳
収益	入浴料金収入	479,325	424,706	434,299	554,701	区分 / 1日平均入浴客数 / 1ヶ月分営業日数 / 入浴料金 / 1ヶ月の収入額 大人 122.4人 25.8日 135円 489,478円 中人 20.9 25.8 80 43,138 小人 21.4 25.8 40 22,085 洗髪料 0 計 164.7 554,701
	営業外収入	16,940		16,940	22,431	
	収益合計	496,265	424,706	471,239	577,132	
費用	人件費	203,148（事業主 81,000 / 従業員 122,148）		190,920（事業主 81,000 / 従業員 109,920）	243,017（事業主 106,944 / 従業員 136,073）	事業主報酬 120,000円×従業率80%×浴ちUP11.4%，従業員給与 122,148円×UP率11.4%
	用水料 上水道料	19,430	20,463	20,830	20,830	現行料金に換算
	用水料 下水道料	579	825	825	835	〃
	燃料費	121,980	113,713	120,764	127,998	実勢価格33.30円－35.30円（値指改訂見込）35.30×3.626㎥
	光熱費	15,639	16,399	19,484	19,484	現行料金に換算
	消耗品	14,040	12,859	12,859	13,502	指定物価上昇率 5%
	修繕料	15,446	27,160	27,160	27,160	
	備品費	1,972	3,809	3,809	3,809	
	減価償却費	2,119	3,897	3,897	3,897	
	支払家賃料	4,094	4,036	4,036	4,036	
	支払保険料	26,442	45,624	45,624	45,624	
	公租公課	6,889	5,349	5,349	5,349	
	給料及賃金	1,776	1,242	1,242	1,615	実施機関の値上率30%
	会費及び協賛金	5,714	7,268	7,268	7,268	
	その他の経費	8,951	9,681	9,681	10,533	指定上昇率 8.8%
	支払利子	6,618	11,017	(8,597) 11,017	9,457	例外、特殊料補正
	計	464,887	393,262	484,755	544,394	
資本組成		33,550		33,550	24,120	（資本額千均 2,894,388円×当×33.3 自己資本の10%）
建物再調建費		7,828		7,828	8,618	（建物法定耐用平均 2068,274×当×減価償却額率 5%）
費用合計		496,265	393,262	516,133	577,132	
収支差		0	31,444	△41,894	0	

備考　昭和51年度1日入浴人員、大人 119.6人中人21.7人小人26.1人　営業日数25.8

国の対策実施こそ急務

北海道 審議会、答申で要望

北海道は、公衆浴場入浴料金審議会の答申をうけて、六月十五日からつぎのような料金改定を実施した。カッコ内は改定前。

大人　一三五円（一三五円）
中人　八〇円（八〇円）
小人　四〇円（三五円）
洗髪料　一六円（一三円）

北海道では、公衆浴場入浴料金審議会が、答申をうけて、適正料金について、「経営基準は、一般企業なみに確保されるべきである」との基本的考え方に立ち、「物価の安定に資するため、つぎのような点に留意の必要がある」として、

一、経営基準の確保ならびに適正料金の設定については、公衆浴場の重要性にかんがみ、事業主の入浴料金利用割合の増加に努めるとともに、従業員の給与水準の向上に配慮すること。

二、業界に対して、公衆浴場業界は、衛生基準の遵守、サービスの質的向上、経営の合理化等に一層努力すること。

三、国および地方公共団体に対して、公衆浴場の重要性にかんがみ、国民の保健休養施設として、一層の助成措置を講ずること。

四、公租公課の軽減、上下水道料金の減免等に一層配慮すること。

などを附帯決議している。

審議事項

近年、公衆浴場の経営をめぐる諸情勢の変化にともない、一般企業なみに適正な料金水準を確保することが、事業の合理的経営の維持向上ならびに公衆浴場の使命達成のために必要であるとの観点から、今回北海道公衆浴場入浴料金審議会に諮問されたものである。

諮問の内容は、基準料金の算定方式、適正料金水準、料金体系、その他料金に関連する事項についてであった。

北海道料金原価計算

北海道の入浴料金設定にあたっては、なお適正なるという過程にない問題のあるが、今回北海道公衆浴場入浴料金審議会に提出された基準料金の算定資料によって、原価計算を試算してみると、本年度の入浴料金は、適正料金水準の範囲内であるとされている。

この原価計算の基礎となった資料は、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合連合会が、昭和51年度の営業実態調査を実施し、その結果を基礎として、北海道公衆浴場入浴料金審議会の審議資料として提出されたものである。

この資料によると、営業実態調査の結果は、人件費、燃料費、光熱費、消耗品費、修繕費、減価償却費、支払家賃料、支払保険料、公租公課、給料及賃金、会費及び協賛金、その他の経費、支払利子、資本組成、建物再調建費、費用合計、収支差、の各項目にわたって、決定額と実態調査額との比較が行なわれている。

審議の焦点

審議の焦点

北海道公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　坂本米雄
札幌市中央区大通西一六ノ二
電話〇一一（611）九三四一番

青森県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　工藤東栄
青森市堤町二ノ六ノ九
電話〇一七七（38）三八五三

岩手県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　戸塚孝
盛岡市大沢川原三ノ一ノ二
電話〇一九六（22）三五一八

宮城県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　後藤房雄
仙台市通町一ノ六ノ九
宮城県公衆衛生センター内
電話〇二二二（73）一三〇九

福島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　渡辺長吉
福島市新町八ノ三六
電話〇二四五（22）六四七一

秋田県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　北条俊夫
秋田市大町三ノ五ノ三四
電話〇一八八（23）一八八九

群馬県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　有坂竹男
外役員一同
前橋市日吉町二ノ三ノ二
電話〇二七二（31）二五八〇

埼玉県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　丸山健吉
浦和市高砂二ノ一ノ五
電話〇四八八（22）五四〇一

茨城県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　平田重吉
横浜市南区高根町二ノ一〇
電話〇四五（25）三三四一

神奈川県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　内田徳一郎
土浦市東崎町一一ノ二
電話〇二九八（21）〇八八六
〇二七四六

暑中お見舞い申し上げます

新潟県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　阿部正士
新潟市礎町通り上一ノ一九二六
電話〇二五二（22）二九二三

長野県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　北沢真佐志
長野市新田町一四八一
電話〇二六二（28）三二三一

千葉県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　滝口滝
千葉市長州二ノ九ノ六
電話〇四七二（22）六二八八

山梨県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　三井三千雄
甲府市住吉一ノ八ノ一八
電話〇五五二（33）八五七一

静岡県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　小長井正
静岡市駒形通三ノ二ノ二
電話〇五四二（32）八九三八

愛知県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　鈴木正之
名古屋市中区千代田三ノ九ノ一四
電話〇五二（32）五七三五

福井県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　倉橋市太郎
福井市春山一ノ二三ノ三
電話〇七七六（22）二七六一

富山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　見浦丈輔
富山市中央通り二ノ一ノ四
電話〇七六四（21）三九六八

大阪府公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　酒道昇佐久
大阪市天王寺区生玉町五四
電話〇六（77）三一一二

兵庫県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　藤本勝
神戸市生田区下山手通七ノ四八
電話〇七八（31）二四七五

奈良県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　中北楳治郎
奈良県北葛城郡香芝町下田
電話〇七四五七（7）二六一〇

和歌山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　播磨真四郎
和歌山市小松原六ノ六ノ二三
電話〇七三四（22）一五〇七

石川県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　山田芳
金沢市大手町一ノ二一
電話〇七六二（27）二三七一

三重県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　岩田徳丸
津市栄町二ノ八七
電話〇五九二（28）四二四〇

滋賀県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　清水安太郎
大津市瀬田橋本町一一一一
電話〇七七五（45）〇三三〇

京都府公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　福田義雄
京都市中京区西ノ京職司町六三
電話〇七五（811）一三〇一

岡山県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　西崎正男
岡山市表町三ノ一八ノ五二民生会館内
電話〇八六二（32）〇九七六

広島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　下脇涼
広島市95天地四ノ五
環境センタービル内
電話〇八二二（47）〇五八七

山口県公衆浴場業
環境衛生同業組合
会長　作田治郎
理事長　徳光松五郎
下関市幸町一二ノ四
電話〇八三二（22）四三二九

鳥取県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　林芳英
鳥取市吉方温泉二ノ五二三ノ二
電話〇八五七（23）七二八三

愛媛県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　平野儀唱
松山市勝山町二ノ一五五
電話〇八九九（21）四三一三

高知県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　藤本重徳
高知市沙新町二ノ二九ノ八
電話〇八八八（31）二六七三

福岡県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　前田幸作
役員一同
福岡市中央区西中洲二ノ二三
電話〇九二（16）三六一二

大分県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　浅野卯之助
大分市豊町二ノ二ノ二六
電話〇九七五（33）〇六一五

熊本県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　伊津野直
熊本市手取本町五ノ六加藤ビル五二号
電話〇九六三（24）一〇八五

長崎県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　吉田募
長崎市平和町一ノ七
電話〇九五八（44）五六二五

鹿児島県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　内野栄蔵
鹿児島市中央町一三ノ一
電話〇九九二（54）五九一五

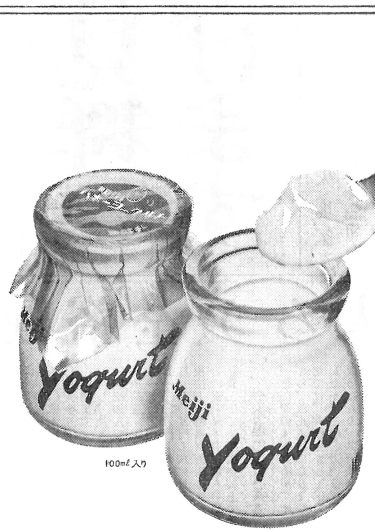
宮崎県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　吉田正已
宮崎市高穂通二ノ四ノ三
電話〇九八五（28）二一八六

沖縄県公衆浴場業
環境衛生同業組合
理事長　具志栄治
那覇市久茂地三ノ二一ノ一
電話〇九八八（33）五二〇五

全国公衆浴場業
環境衛生同業
組合連合会

理事長　澤井秀雄
副理事長　鈴木正之
同　前田幸作
同　坂本米雄
同　福田義雄
同　村上光雄
常務理事　西田喜一
同　中島利雄
同　平田重吉
同　水島正一
同　稲垣正栄
同　阿部正士
外役員一同

東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ二
電話〇三（八六六）九八七三



さわやかな
おいしさを毎朝。

ヨーグルトは明治
お申し込みは
お近くの明治牛乳販売店へどうぞ。

明治乳業

東京都公衆浴場業環境衛生同業組合

東京都千代田区東神田1―10―2
電話 862局6241番（代表）

理事長 沢井秀雄
副理事長 村上光雄
常務理事 西田喜一
同 中島利雄
同 水島正一
同 稲垣正栄
理事 岡嶋昭治
同 米山弥
同 梅沢重作
同 戸波順
同 森下勇
同 市川静麿
同 荒木長次郎
同 山林鉄太郎
同 田中増穂
同 平岡松雄
同 臼倉武
同 杉森吉雄
同 綾部雅紹
同 武田獅之助
同 渡辺忠三郎
同 西一郎
同 石田光雄
同 小林清
同 山崎一雄
同 藤田誠蔵
同 米津賢太郎
同 長谷川悦次
同 本田四郎
同 瀬崎寿男
同 加藤政夫
同 町田晴治
同 山本三郎
同 小島倉平
同 長沼三郎
監事 川瀬市郎
同 原田義雄
相談役 山崎邦彦
同 染谷盛一
同 栃倉晴二
同 小穴隆太郎
同 伊藤嘉平
同 谷久次郎
同 香川四郎
同 富川源吾
同 渋木岩男
同 杉原行栄
同 小林光男
同 河野直次

会員工場浴場関係

株式会社 大久原鉄工所
東京都板橋区弥生町八八一七 ㊃〇四〇五

有限会社 金子鉄工所
東京都江東区亀戸五ノ二五 ㊃四〇五九

有限会社 加藤製作所
東京都墨田区立花二ノ二六ノ二〇 ㊃四六〇八

有限会社 牛島製作所
東京都豊島区高田一ノ〇ノ二五 ㊃一五〇九

株式会社 上田製作所
東京都江東区北砂一ノ三ノ一三 ㊃六九二六

有限会社 山崎製作所
東京都豊島区西巣鴨一ノ二〇ノ一〇 ㊃〇二五八

有限会社 山崎鉄工所
東京都北区神谷二ノ八ノ二二 ㊃五九九六

株式会社 富士鉄工所
東京都品川区西中延二ノ二六ノ六 ㊃三六八九

合資会社 赤木鉄工所
東京都文京区白山一ノ二ノ一〇 ㊃一四九〇

株式会社 佐藤鉄工所
東京都葛飾区金町二ノ八ノ二三 ㊃二七一一

株式会社 宮本鉄工所
東京都江東区亀戸二ノ四ノ一五 ㊃三五七二

関根製作所
東京都台東区千住仲居町二ノ六 ㊃七五九三

株式会社 鶴島鉄工所
東京都葛飾区西新小岩二ノ三ノ六 ㊃二九二六

株式会社 川瀬鉄工所
横浜市鶴見区駒岡町七二六 ㊃五四四四

株式会社 馬場野鉄工所
東京都練馬区貫井二ノ二ノ五 ㊃三六二一

東浴温水ボイラー株式会社
東京都台東区下九子二ノ八ノ三 ㊃四二五六

有限会社 豊田製作所
東京都品川区平井二ノ一七ノ三七 ㊃〇六二九

株式会社 大豊製作所
東京都豊島区池袋本町四ノ一ノ一 ㊃五四〇〇

加藤製作所
東京都北区豊島一ノ二ノ三 ㊃一四六二

株式会社 築波製作所
東京都大田区仲六郷三ノ一四ノ四 ㊃六二七二

丸進鉄工株式会社
東京都板橋区大谷口北町七ノ二 ㊃一五五五

有限会社 坂内温水工業
埼玉県鳩ケ谷市南町一ノ三 ㊃八二㊃六四三三

目黒製作所
東京都中央区新川二ノ二ノ一〇 ㊃五五一三

東京浴場国民健康保険組合

東京都千代田区東神田1―10―2
862―6241

理事長 山崎美佐雄
常務理事 東清一
理事 中沢喜勇司
同 油本外次郎
同 星野祐治
同 滋田長一郎
同 松村光雄
同 林恒次
同 岩代長二
同 広野俊輔
同 星野与作
同 海藤美夫
同 井上嘉寿治
監事 舘鼻忠義
同 森山政男
同 船橋俊平

東浴信用組合

東京都千代田区東神田1―10―2
電話 862局6241番（代表）

理事長 久島幸一
専務理事 吉野幹
常務理事 有沢昇
同 小野寺耕吾
理事 砂田義一
同 綾部恵造
同 山田剛平
同 岸波清
同 高木英介
同 牧野和夫
同 村上正弥
同 竹内正平
同 松本知之
同 川田喜八郎
同 金山信次
同 平松繁雄
同 舘鼻忠義
同 中村誠輔
同 笹嶋慶治
同 石田納三吉
同 中村健七
同 山本重助
同 高田井子之吉
同 桜田忠夫
監事 古藤次男
同 小佐野逸雄
同 瀬戸松蔵
顧問 澤井秀弘
同 香川四郎
同 鈴木孝三
同 山崎美一郎
相談役 内海長一郎
同 堀居環一

暑中お見舞い申し上げます

浴用永久腰かけ
池島製作所
池島重次郎
大阪市生野区林寺町二ノ五ノ一四
電話 〇六（七一）六四八九

繁泉工業ポンプ製作
MN式ポンプ
株式会社 誠光商会
取締役社長 生田目三盛
営業所 東京都北区西ヶ原一ノ五六ノ一三
電話（八一）五五五（代）～七

全国公衆浴場用名入専門店
◆旭硝子直系特約店◆
(株)創芸企画
東京都北区豊島五ノ二〇ノ一〇
電話（九一）三六一七四〇
営業所 東京都北区豊島五ノ八五ノ七
電話（九一）二六八（直通）

目黒製作所
社長梶谷広
東京都中央区湊町一ノ四
電話（五一）二七四一

時計広告
(株)日本装飾
東京都中野区中央一ノ三七ノ五八（三代ビル
電話（三八）〇六九

東都典範株式会社
代表取締役 古橋賢良
東京都渋谷区東二ノ二ノ一
電話（四一）一一一四（代）

沪過剤ネオライト
東京珪藻土工業株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一ノ九
電話（三五）三四六六（代）

大新石油(株)油機部
小川油機工業
東京都台東区南稲二ノ一八ノ一二

株式会社 田丸屋製作所
代表取締役 難波猛
岡山県倉敷市美和二ノ一
電話〇八六四(二五)二一〇〇(代)

東京鶴亀温水器株式会社
東京都北区東田端一ノ四ノ一〇
電話（八四）〇五八〇・〇三八一

東部（東日本地区）
公衆浴場用品卸商組合
組合長 星野安由
東京都板橋区南町一八ノ一一
電話（九一）六三六一

花王石鹸株式会社
本社 東京都中央区日本橋茅場町一ノ一四
電話 〇三（六六）六〇六一
大阪営業所 大阪市西区江戸堀北通一ノ二四
電話〇六（二三）一四八一（代）

財団法人 全国中小企業共済団
理事長 松崎健吉
東京都千代田区平河町一ノ四ノ二二
電話（二三）一五一一

株式会社 川口鏡店
取締役社長 川口三郎
東京都文京区本駒込四ノ三九ノ四
電話（八二）〇二六三（八二）六二六

みんなで入ろう、全浴連の共済事業

全浴連は、全国の組合員のみなさんのために、相互扶助の精神にもとづく制度として、生命共済、火災共済の事業を実施しております。両制度ともに、発足以来、制度内容の改善をはかって、ご加入になったみなさんの利益増進に全力を注いでまいりました。おかげさまで全国の組合員のかたがたからたいへんによろこばれ、加入者も日を追って数を増しております。

今後も、各組合のご協力を得ながら加入の増強を推し進め、みなさんのための共済制度として一段と内容の充実をはかっていきたいと存じます。まだご加入なさっていないかたのために、制度の趣旨をご理解いただき、ぜひお入りくださるようお願いいたします。

生命共済、火災共済について、説明会を開きたい、また不明の点などありましたら、全浴連にご連絡ください。

この制度のおもな内容を紹介すると、つぎのような仕組みになっております。

全浴連の生命共済

▲加入資格
組合員及び従業員（経営者の家族を含む）で年齢により次の要領で加入できます。
A共済金一五〇万円―満一五歳以上五五歳未満
B共済金一〇〇万円―満一五歳以上六〇歳未満
C共済金五〇万円―満一五歳以上六四歳まで
ただし、加入後は七五歳に達するまで継続加入できます。

▲共済掛金
A一五〇万円―六ヶ月九〇〇〇円
B一〇〇万円―六ヶ月六〇〇〇円
C五〇万円―六ヶ月三〇〇〇円
税法上の特典共済掛金は、法人の場合は福利厚生費、個人の場合は必要経費として全額掛金計上できます。

全浴連の火災共済

全浴連の火災共済が、十二月一日から、改正実施になりました。いままでは、共済金が一五〇万円限度でしたが、三〇〇万円まで契約できるようになり、共済掛金も安くなりました。

全浴連の火災共済は、東浴の救援部と同様、同業者の相互扶助を目的として設立されているものです。万一、事故があった場合、火災保険とは、別に見舞金が交付されます。不慮の事故にそなえて、加入されるようお奨めいたします。すでに、加入しておられる人もこの際、増額してください。改正になった主な点は、次のとおりです。

▲共済契約限度額三〇〇万円（いままでは一五〇万円）
契約は、五〇万円を単位として、五〇万円、一〇〇万円、一五〇万円、二〇〇万円、二五〇万円、三〇〇万円でお願いします。

▲共済掛金
一〇万円につき、三〇〇円（いままでは、三八〇円）に下がりました。

契約掛金
五万円……一五〇〇円
一〇万円……三〇〇〇円
一五万円……四五〇〇円
二〇万円……六〇〇〇円
二五万円……七五〇〇円
三〇万円……九〇〇〇円

▲事業特別基金
新規加入者は従来どおり一〇〇〇円です。脱退されるとき、返金いたします。

全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

都道府県別入浴料金表

	県名	施行年月日	料金 大人	中人	小人	洗髪	摘要
北海道	北海道	52. 6. 20	155	80	40	0	
東北	青森	51. 12. 20	135	70	50	0	
	岩手	51. 8. 20	130	50	30	40	
	宮城	51. 3. 15	130	70	40	40	
	秋田	50. 8. 13	100	70	50	30	
	山形	50. 12. 20	110	60	30	20	
	福島	51. 12. 17	130	70	40	35	
関東甲信越	茨城	50. 8. 15	100	50	20	20	
	栃木	52. 3. 28	120	60	40	30	
	埼玉	50. 12. 11	100	50	30	20	
	群馬	52. 1. 8	120	60	20	30	
	千葉	51. 8. 11	120	60	30	30	
	東京	52. 5. 7	140	60	25	0	
	神奈川	51. 6. 11	120	40	20	10	
	山梨	52. 1. 11	130	60	30	30	
	長野	51. 9. 15	120	55	30	30	
	新潟	52. 7. 11	130	80	40	30	
東海北陸	静岡	52. 3. 25	130	60	40	40	
	愛知	52. 7. 11	130	60	30	20	
	岐阜	51. 8. 20	110	50	30	20	洗髪据　男10女20
	三重	51. 6. 15	110	50	30	20	
	石川	51. 8. 7	120	60	30	20	
	富山	51. 8. 5	120	55	30	20	
近畿	福井	51. 9. 10	120	55	30	20	
	滋賀	52. 4. 20	120	60	30	20	
	京都	51. 9. 1	120	50	30	0	
	大阪	52. 5. 20	130	45	30	10	
	兵庫	51. 5. 20	120	50	30	20	
	奈良	51. 8. 17	110	40	20	0	
	和歌山	51. 5. 7	120	50	20	10	
中国四国	岡山	51. 8. 19	120	50	30	40	
	広島	51. 5. 11	115	50	30	25	
	山口	52. 1. 11	125	60	50	25	
	島根	52. 6. 25	120	60	20	30	
	鳥取	52. 7. 11	120	60	30	30	
	香川	52. 1. 11	120	60	40	20	
	愛媛	51. 12. 28	120	60	40	20	
	徳島	51. 12. 28	120	60	40	20	
	高知	51. 12. 28	120	60	40	20	A．B
九州	福岡	52' 1. 21	135	60	40	40	
	長崎	51. 7. 10	120	60	40	20	
	佐賀	52. 5. 11	120	60	40	30	
	大分	51. 5. 20	110	50	30	20	
	熊本	51. 7. 27	110	50	40	20	
	宮崎	52. 3. 11	110	50	30	20	中人洗髪10円
	鹿児島	51. 6. 15	110	50	30	20	
	沖縄	50. 12. 15	110	85	65	20	大人10円座廻県助成

「確保対策」を考える日

尾身秀郎

会衆浴場の確保対策に関する意見の発表が相次いでいる。昨年の国会で「銭湯の確保対策に関する請願」が採択されたことから、厚生省が各県に対策を求めているためだ。

一方、その中には、入浴料金の値上げを認めよ、という声が多くなっている。

「インフレ下の公共料金抑制」という政府の方針のもとに、公衆浴場の料金値上げが抑えられてきたことは事実だ。

しかし、原油価格が引き金となった物価の異常な高騰は、公衆浴場の経営にも大きな影響を与えている。

燃料費はもちろんのこと、人件費、水道料金、薬品代、修繕費など、ほとんどの経費が前年度に比べて上昇している。

特に、燃料費の上昇率は、ここ数年の間に二倍以上にもなっている。

また、人件費の上昇率は、ここ数年の間に二倍以上にもなっている。

このように、経営を圧迫する要因が増大しているにもかかわらず、料金値上げが抑えられているのは、どうしたことであろうか。

それは、公衆浴場の経営が、国民生活と密接な関係にあるからである。

公衆浴場は、国民の保健衛生施設であり、社会福祉施設であるとの観点から、料金値上げが抑えられてきたのである。

しかし、公衆浴場の経営が、国民生活と密接な関係にあるからといって、料金値上げが抑えられてきたことは、決して正しいことではない。

公衆浴場の経営が、国民生活と密接な関係にあるからこそ、公衆浴場の経営が、安定していなければならないのである。

公衆浴場の経営が、安定していなければ、国民生活に支障をきたすことになるから

助成の現況をみる

全浴連調査

屋内増す市町村の対策

水道料金、全額補助も

ニュースよくさん



金選択、都道府県段階に対する五十二年度の条例補助対象の選択について調査を依頼したが、この調査結果がまとまったので、都道府県別に助成内容を加えるとともに、欠落市町村数や市町村別の助成内容を加えたもの。

▽全国の助成状況

全国各地の助成状況は、本号から順次掲載していく予定。

▽その他の助成

①公衆浴共同施設整備費補助金からの申請によって一千万円を融資、利子全額を補給。

②老朽設備改善特別資金の融資を受けた施設に対して、一千万円を限度に利子全額を補給。

③県単独事業補助金として、入浴料金収入の減収分の一部を補助。

④市町村の助成

▽利子補給

▽設備助成

▽市町村の助成

▽融資斡旋

▽その他の助成

▽市町村の助成

▽利子補給

▽設備助成

▽市町村の助成

▽利子補給

▽設備助成

▽市町村の助成

▽利子補給

**▽設備